

議 事 録	
件 名	第1回「(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会」
日 時	令和5年4月6日(木) 午前10時00分から午前10時40分まで
場 所	門真市役所 本館4階第8会議室
出 席 者	(委員) 良委員、鈴木委員、田村委員、平田委員、吉村委員(50音順) (事務局) 大倉教育部次長、渡辺教育企画課長、宮崎教育企画課長補佐、古川教育企画課兼学校教育課副参事、小林教育企画課兼学校教育課副参事、藤澤教育企画課主任、野澤教育企画課主査、奥本教育企画課主査、須上教育企画課係員、東公共建築課長、小林公共建築課係員
議 題	1. 開 会 2. 委員長及び副委員長の選出について 3. 諮問 4. 会議の公開・非公開について 5. 会議録の作成方法について 6. 入札説明書(案)等について 7. 審査について 8. 今後の予定、次回日程 9. 閉 会
傍 聴 者 数	— (非公開のため)
担 当 部 署	(担当課名) 門真市教育委員会事務局 教育部 教育企画課 (電 話) 06-6902-5779 (直通)
内 容	
<p>【事務局】</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、第1回「(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会」を開催させていただきます。本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日は委員5名中5名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開催に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いいたします。</p> <p>まず、「次第」でございます。</p> <p>次に、「資料1 本委員会 名簿」でございます。</p> <p>次に、「資料2 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)」でございます。</p> <p>次に、「資料3 諮問書(写し)」でございます。</p> <p>次に、「資料4 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」でございます。</p> <p>次に、「資料5 門真市情報公開条例(抜粋)」でございます。</p> <p>次に、「資料6 本事業の概要について」でございます。</p>	

次に、「資料7 審査の進め方(案)について」でございます。

次に、「資料8 入札説明書(案)」でございます。

次に、「資料9 要求水準書(案)」でございます。

次に、「資料10 基本設計図書(案)概要版」でございます。

次に、「資料11 落札者決定基準(案)」でございます。

最後に、「資料12 様式集(案)」でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

【事務局】

それでは、改めまして、ただいまより、第1回 「(仮称)門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会」を開催させていただきます。

【事務局】

教育部次長の大倉でございます。

本来でありましたら市長よりご挨拶申し上げるところではございますが、あいにく公務が重なっておりまして、市を代表しまして事務局より本委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平素より、本市行政各般に渡り、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本委員会の委員にご快諾いただきましたこと、この場をお借りして、重ねてお礼申し上げます。

(仮称)門真市立第四中学校区義務教育学校は、令和3年3月に策定した「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」に基づき、令和7年の完成を目指して、第四中学校区において、小学校2校(脇田小学校、砂子小学校)と中学校1校(第四中学校)を統合する施設一体型の義務教育学校として整備させていただくものであります。

令和4年度には、子どもたちや保護者、地域の方、教職員などの関係者に参画いただいたワークショップ等の意見を踏まえながら、令和4年5月に義務教育学校の在り方を取りまとめた「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画」を策定、昨年度は、基本設計者を選定し、基本計画に基づき基本設計を進めているところでございます。

今回は、義務教育委学校の実施設計及び施工について、設計施工一括発注方式により事業者を公募・選定させていただくものであります。

義務教育学校の完成まで、本市と進めていくこととなりますゆえ、非常に重要な選定であると考えております。

委員の皆様におかれましては、本件の趣旨等をご理解いただきますとともに、慎重かつ厳正な審査の上、より良い事業者を選定いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(事務局より 5 人の委員紹介)

(各委員より挨拶)

(事務局の紹介)

皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】

それでは、次第 2 の「委員長及び副委員長の選出について」に移りたいと思います。お手元の「資料 2 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」の第 4 条第 1 項をご覧ください。ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。

(委員長・副委員長の選出)

【委員】

——異議なし——

【事務局】

それでは、ご異議が無いようですので、委員長及び副委員長を決定させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、委員長は委員長席に移動していただきますようお願いいたします。

それでは、委員長からご就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

ただいま委員長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

この事業は本市並びに本市の子供たちにとって非常に重要な委員会と認識しております。

つきましては、市や副委員長をはじめ、委員の皆様、事務局・コンサルタントの皆様のご指導を仰ぎながら、真摯に、ベストな案を選定したいと思っております。

幸い前回の基本設計者選定時と同じメンバーということで、勝手もわかっており気心知れた顔ぶれの委員構成ですので、本来の審査に専念できるかと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。それでは次第 3 の諮問に入らせていただきます。諮問書及びその写しは事前に委員長席及び各委員席に配布しておりますので、改めての読み上げは割愛させていただきます。

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、案件に入っていきたいと思います。

まず、次第4「会議の公開・非公開について」に移りたいと思います。この件に関しまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

お手元の「資料4 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」及び「資料5 門真市情報公開条例（抜粋）」をご覧くださいと思います。

本市におきましては同指針第3条におきまして、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが門真市情報公開条例第6条第2号のア、法人その他の団体に関する情報であり開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものであるとともに、同じく第6条第5号の、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもので、まさしく不開示情報に該当すると考えられますことから事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。このことにつきまして、ご審議をお願いいたします。

【委員長】

ただいま事務局より、この会議を非公開とすることが適当との説明がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

【各委員】

——異議なし——

【委員長】、

それでは本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思います。続きまして、次第5「会議録の作成方法について」に関して事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

引き続き、先程、ご覧いただきました資料をご覧ください。

本選定委員会の会議録につきましては「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、議事要旨及び会議録を公開いたします。なお会議録の作成につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる、不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局より、会議録の作成について説明がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

【各委員】

——異議なし——

【委員長】

それでは、異議なしということですので、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思います。

【委員長】

それでは、次第6「入札説明書（案）等について」に関して、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、入札説明書（案）等についてご説明いたします。本公募にあたっては、実施設計・施工の発注段階でございますので、総合評価一般競争入札により実施させていただく予定としております。

お手元の「資料6 本事業の概要について」をご覧ください。内容につきましては事前にご説明させていただいておりますので、一部割愛し要点を絞ってご説明させていただきます。

1 ページ目「3. 事業の枠組みと主な業務内容」をご覧ください。

図に記載されておりますとおり、本公募により選定された落札候補者には、基本設計者と調整・連携をしながら、「実施設計業務」「施工業務」を行っていただくこととなります。落札候補者とは設計施工一括請負契約を締結することとなります。なお、2 ページ目の「2. 参加資格要件」に記載してありますとおり、本公募の参加者につきましては、より多くの事業者の参加を見込めるよう、実績や資格要件は最低限に留めております。

次の「3. 公募等のスケジュール（予定）」及び「4. 審査方法」につきましては、次の案件でご説明させていただきます。

以上で、簡単ではございますが入札説明書（案）等の説明を終わります。

以上の事務局案について、ご審議をよろしく申し上げます。

【委員長】

以上、資料でいうと資料8から12まででございますが、何かご意見等ございますでしょうか。

【委員長】

本件と直接は関係ありませんが、門真市としてデザインビルドのご経験は何件目でしょうか。

【事務局】

2件目になります。

【委員長】

であれば、ある程度勝手はわかっておられるかと。

【事務局】

学校としては初めてですが、門真市全体としては2件目になります。

【委員長】

前回のデザインビルドでうまくいったところもあると思いますが、前回の反省を踏まえて、本公募においてフィードバックした点があれば教えていただけますか。

【事務局】

前は参加資格要件をかなり厳しく設定しておりました。今回は、配置技術者要件を緩和し、事業者の質は内容点で担保しながらも、より多くの事業者の参加を見込める要件としております。

【委員長】

VE の考え方からすると、コスト等は下げても品質を下げてはいけないという点が今回の審査の重要なポイントのひとつになるのではと思います。

他にご意見はありますか。急には難しいかもしれませんが、もし後でお気づきの点がありましたら改めてご意見いただくということによろしければ、次に進ませていただきます。

事務局にご意見いただけましたら、極力精査の上反映して事務局と市の方で内容の調整をさせていただきますという、委員長一任ということでご了承いただけますでしょうか。

【各委員】

———異議なし———

【委員長】

それでは、次の案件、次第7「審査について」に関して、ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

資料7をご覧ください。

1の1「審査の手順」といたしまして、1ページ目、2ページ目をもちまして今回の全体的な審査の手順についてご説明させていただきます。

1ページ目のフロー図をご覧ください。まず、本選定委員会終了後、入札説明書等をホームページにて公表いたします。その後、入札参加申請の受付をし、提出された書類に基づき、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき入札参加資格要件について確認します。要件を満たさない入札参加者は事

業提案書及び入札書を提出できません。また、5者を超える参加があった場合は、入札参加資格の審査を、後ほど説明します「業務遂行能力」の審査方法に基づき行います。確認の結果規定を満たした参加者、あるいは審査により高評価された5者以内の参加者については、事業提案書及び入札書を提出します。

2ページをご覧ください。事務局にて入札参加者から提出された事業提案書及び入札書について、基礎的事項を満たしていることを確認します。確認の結果、基礎的事項への適合について疑義等がある場合は、入札参加者に対して提案内容の解釈等に関する確認を書面で依頼し、それに対する回答を受け付けます。その結果、一つでも基礎的事項に該当しない事項があれば、当該入札参加者は審査対象外となります。

これらの確認の結果、規定を満たした参加者については、選定委員会での審査に進んでいただきます。事務局による入札参加資格及び基礎的事項の確認を通過した入札参加者の提案について、事業提案書及びプレゼンテーションによる加点審査と価格審査の確認を行っていただきます。なお、入札参加資格及び基礎的事項の確認の結果、失格となった入札参加者がいる場合は、事前に事務局より各委員にお知らせします。

続いて3ページをご覧ください。選定委員会では、3ページの表に基づき審査を行っていただきます。「(1) 業務遂行能力」については実績に基づき得点を付与し、「(2) 業務全体に係る提案」及び「(3) 業務内容に係る提案」については、4ページの表2 加点審査の点数化方法に基づき、5段階評価により得点を付与します。

また、「(4) VE提案」については、事業提案の内容に含まれているものとみなし、提案の一部として審査します。そのため、事業提案書の審査においてプレゼンテーション・ヒアリングは実施しますが、VE提案の採否に関する個別のプレゼンテーション・ヒアリングは実施しません。VE提案における効果額や評価点の算出方法等については、5ページをご確認ください。

なお、本入札は、基本設計者の設計意図を十分に理解しながら、事業費の抑制や工期短縮も見据え、より良質かつ着実に、実施設計業務及び施工業務を担う事業者を募集するものであるため、本審査では、提案内容に創意工夫が充実していることのみならず、コストダウンによる差異を明確に点数化することができるよう、価格審査と加点審査の点数の割合を3ページにも記載しておりますとおり、6：4とし、それらの総合評価により落札者を決定いたします。

加点審査の詳細な基準・配点につきましてご説明いたします。最後に添付しておりますA3資料「審査項目と配点(案)」をご覧ください。

まず「(1) 業務遂行能力」では、「①事業所の実績」「②技術職員の経験と能力」を審査いたします。こちらに関しましては、加点方法を規定し、提案に基づき得点を付与します。得点化につきましては、提案書類をもとに事務局で行います。

続いて「(2) 業務全体に係る提案」では、令和3年3月に策定した「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」や、令和4年5月に取りまとめた「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画」など義務教育学校の検討プロセスを理解した上で、本市や基本設計者との円滑な業務遂行を実現するための考え方について、明確に示されているかを審査いたします。

続いて「(3) 業務内容に係る提案」では、実施設計業務においては、要求水準書、基本設計図書等

を理解した上で、実施、実現できる効果的な取り組みについての内容が明確に示されているか、施工業務においては、実施、実現できる効果的な取組についての内容が明確に示されているかをそれぞれ審査いたします。

最後に「(4) VE提案」では、VE提案によるコスト削減額について、VE提案実施要領に基づいて提案されているかを審査いたします。

審査項目と配点については以上となります。

続いて、第2回選定委員会についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

第2回の選定委員会は8月上旬を予定しております。委員会では、前半で提案内容について意見交換を行っていただき、後半で、参加者によるプレゼンテーション審査を行い、落札候補者の選定を行う予定としております。

7ページと8ページに関しましてご説明いたします。

「第2回選定委員会の進め方(案)」としまして、第2回選定委員会の開催にあたり、参加者から提案書の提出があった後の流れをご説明いたします。

まず、事務局において、参加者より提案書を受領後、各委員に「提案書」、「下審査票」及び提案内容を整理した「提案内容調書」を送付いたします。各委員におかれましては、第2回選定委員会までに、提案内容をご確認いただき、下審査票を用いて仮評価(案)を作成いただきます。また、提案内容について確認事項がある場合には、「確認事項案」を作成いただきます。事務局にて参加者へ提案内容に関する確認を行い、この確認事項を各委員へ報告いたします。並行して、事務局においても、必要に応じて、参加者へ提案内容に関する確認を行い、この確認事項を各委員へ報告いたします。

そして、8月上旬開催予定の第2回選定委員会におきまして、まず、前半に、事前に作成いただいた仮評価案をもとに各委員で提案内容に関する意見交換を行い、必要に応じて仮評価の見直しを行っていただき、その後、プレゼンテーション審査に参ります。まず各委員は、参加者によるプレゼンテーションを確認し、その後、参加者に対し、質疑をしていただきます。プレゼンテーション審査が終わりましたら、必要に応じて仮評価案を見直していただき、加点審査に対する選定委員会としての最終評価の結論を得て、その後の価格審査を踏まえた総合評価により落札候補者を選定していただきます。

以上で、審査の説明を終わります。

以上の事務局案について、ご審議をよろしく申し上げます。

【委員長】

以上、資料7をもとにご説明いただきましたが、何かご意見等はございますでしょうか。事前に各委員に説明がなされているので、大筋はご理解いただいているかと思いますが。

【委員】

———異議なし———

【委員長】

特に業務全体に係る提案として、門真市が目指す学校づくりにつきましては、私はまちづくりと建築の専門であるため、「学校建築」は分かるのですが「学校」はなかなか分かりませんので、ご専門とされている委員におおいに期待しているところです。また、市の委員の方は市の立場・市民の立場から見ただいて、トータルで良い結果が出ればと思います。

また、本事業は既に基本設計が決まっているため最低限の設計品質が保証されているということで、コストが一般のプロポーザルより高いのですが、そこはデザインビルドならではの税金を有効活用するという VE の考え方と合わせた視点でしっかり審査していきたいと考えております。

先ほどと同様、もしご意見ございましたら後ほど事務局にいただければと思います。

現時点で他にご意見が無ければ次の案件に進ませていただきます。

【委員長】

それでは、次の案件、次第8「今後の予定、次回日程」についてご説明をお願いします。

【事務局】

今後の予定といたしまして、8月の中旬に第2回選定委員会を予定しております。第2回選定委員会につきましては、先程もご説明しましたとおり、基本的には1日で行う予定としております。委員の皆様との調整の結果8月1日午後からとさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員長】

時間については決まっていらっしゃいますか。

【事務局】

午後13時頃からの予定としています。参加事業者の数によって多少前後するかもしれませんが、その際は調整させていただきます。

【委員長】

スケジュールにもよりますが、他市の委員会では、万全を期して、午前中に始めて昼一番に審査というやり方もあります。今回の公募において、最大5者が参加した場合、プレゼンテーションの時間についてどのように想定されていますか。

【事務局】

プレゼンテーション時間が20分、質疑時間が20分と想定しております。参加者数が少なければその分質疑応答を長く取るよう考えております。ただ、5者であっても、質疑応答は大変大事なことで、長くとらせていただくと終了時間が遅くなる場合もありますが、そこはご了承いただければと思います。

【委員長】

当日は終了時間に縛りを設けず柔軟に延長してもよいのではないのでしょうか。というのも、20分というと5人いれば1人1つの質問でもあつという間に終わってしまいます。

【委員】

前回の基本設計の時にシミュレーションさせていただいたのですが、平均1者あたり1時間として午後の13時開始だとやはり終了は19時くらいになってしまいますので、そこはご理解・ご了承いただければと思います。

【委員長】

では第2回委員会当日、委員の皆様は、遅い時間の予定まであけておいて頂けると幸いです。

【委員】

———異議なし———

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、説明を続けさせていただきます。選定委員会の後、8月中に落札候補者を決定し、選定結果の公表、選定された事業者と仮契約を行うこととなります。設計施工一括請負契約の本契約については契約議案の議決が必要となりますので、9月となります。

今後の予定、次回日程については以上です。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

【委員】

———意見・質問なし———

【委員長】

それでは、ご意見等がないようでしたら、これをもちまして「第1回（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上